

農林委員會會議録 第二十九号

昭和二十七年四月二十六日(土曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 松浦 東介君
理事 藤原 三郎君 理事 河野 謙三君
理事 平野 三郎君 理事 小林 運美君
理事 宇野 秀次郎君 理事 越智 茂君
理事 小淵 光平君 理事 川西 清君
理事 坂田 英一君 理事 坂本 實君
理事 佐藤 親弘君 理事 千賀 康治君
理事 中馬 辰猪君 理事 幡谷 仙次郎君
理事 原田 雪松君 理事 松本 善壽君
理事 金子 與重郎君 理事 吉川 久衛君
理事 高倉 定助君 理事 石井 繁丸君
理事 竹村 奈良一君 理事 足鹿 寛君

出席政府委員

農林政務次官 野原 正勝君
食糧庁長官 東畑 四郎君

委員外の出席者

専門員 難波 理平君
専門員 岩隈 博君
専門員 藤井 信君

四月二十六日

委員小笠原八十美君、田中彰治君及び坂口主税君辭任につき、その補欠として佐藤親弘君、松本善壽君及び金子與重郎君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十五日

届足、清水間森林鉄道敷設の請願(伊藤輝一君紹介)(第二三四一四号) 家畜生産指定県制度の法制化並びに有畜農家創設に伴う融資の対象拡充

に關する請願(小澤佐重君紹介)(第二三四二二号)

県営防水ため池継続事業予算増額並びに新規事業採択に關する請願(小澤佐重君紹介)(第二三四三三三号) 国有林野内牧野の利用権設定に關する請願(小澤佐重君紹介)(第二三四四四号) 鹿兒島県林業試験場を国立移管の請願(中馬辰猪君紹介)(第二四一〇号) の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
公聴會開會に關する件
食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六九号)

○松浦委員長 これより農林委員會を開會いたします。

この際、公聴會開會承認要求についてお諮りいたします。目下本委員会において審査中の農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業災害補償法臨時特例法案及び農業共済基金法案、右三法案は、御承知のごとく、農産物共済、至福共済及び家畜共済にかかわる共済基金の一部国庫負担の制度を恒久化するとか、現在共済目的別に各耕地ごとに引受ける行っている農作物共済の制度を、共済目的別に各農家ごとにその農家の全耕地を一括して引受けを行行うように改める場合に備えて、試験的にこれが実施できるとか、さらに農業共済基金を設立して、特別会計における基金勘定と相呼応して、共済組合

連合会に保険金支拂のための準備金を設け、罹災農家に対する共済金の迅速円滑な支拂いを制度的に保障しようとするような、一連の農業災害補償制度の強化改善を企図いたしており、御承知のよう、供出完了後において余った米を流しておる者もありませんし、あるいはまた今日農家が非常に逼迫している関係上、いわゆる現金化するための一つの方法として自分の食糧をやみで売買している農家もあると思

うのでございますが、こういう数量は全国的に見て一体どれくらいに押えておられるのか、これをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○東畑政府委員 やみ米のあることは現実であります、それが全国にわたるどれくらいかの数量かということの推定数は、なか／＼政府としてもつかみにくいのであります。その方法の一つとしては、都市の消費者家計調査というものがあります。お手元にお配りいたしました資料にも載つておりますように、やみ数量の個々の家庭単位のものがあるのがありますが、その全体がどれくらいあるかということにつきましては、責任を持つてお答えする資料を持つておりません。

○竹村委員 そういう個々の家計調査等から見て、相当やみ米が流れていることは事実であろうと思ひます。私の心配いたしますのは、今度表がこういう形において自由な形で売買されるといふことになり、これと関連いたしまして米の移動等は非常に容易に

なると思ひます。従つて先般自由党の米も統制を撤廃するといふことを言われたのと関連いたしまして、昨年度の産米は、出来秋を通じて相当東京方面あるいはその他の大資本家の工場用給食として買ひあさられたのは事実であります。従つて片方において表が自由販売になりますと、表の移動にかつて、米の大量の買ひあさられる買ひあさり、それによる米の移動というものが、私は容易になると思ひます。現実問題としてそうなると思ひます。こういうような問題については、單なる警察その他の取締りだけでは問題は解決するものではないと思ひます。従つて、これに對して一体どういふ方策を立てておられるか、またどういふ方策を立てられるか。つまり私の心配いたしますのは、表を買ひあさるという形で、大きな財閥あるいは商家というものが、いろいろな形において大量に米を買ひあさる。これを移動する場合においては、従来は米表ともに統制されておりましたので、食糧管理法等によつて、いろいろの形で取締られたが、表がトラック等によつてど／＼積み出されて、その下敷に表の形において米といふものが出されるから、取締る方法がないのじやないか。従つてこのことは、あらかじめ考へておかれたい、米のやみ価格といふものが非常に上るのじやないか。このことを非常に心配するわけであり、これに對して、どういふ新しい方法で、こういうものを防止されようとするのか、この点

を伺つておきたい。

○東畑政府委員 麦と米とは出まわる時期が非常に違います。麦につきましても、大体従来年内にほとんど供出が九九〇完了いたしております。また自由になりましても、もちろん麦の出まわり期というものは、米作出まわり前にほとんど完了いたすのであります。従いまして米の出まわり期の十二月、一月ごろ麦が相当出まわるといふことは、経済的にもあり得ない。従いまして、麦とは別途の措置をいたしまして、米と麦とは別途の措置をいたしまして、麦をはずしたがゆえに、米の出まわり期にこれをやみに流すという心配はそういらぬ、こういうふうには考へておる次第であります。

○竹村委員 食糧庁長官としては、そうおつしやつておられますが、事実問題としては、私はそれは行かないと思ふ。たとえば麦が自由販売になると、それによつていろいろ思惑なんか出して、出まわり期よりも端境期に麦としては価格が上がるわけです。従つていろいろ思惑をする者があつて、内地産麦を買つて、米の出まわりまで待つて米とともに積み出す。こういうようなことはあり得ると思ふ。またこれを法律的に禁止しようとしたところで、農民的な事情から考へまして、防

止でき得ない。そこで問題になるのは、工場なんか給食するために米をかう。その前に麦を買つて、その付近に貯蔵させておいて、麦と米と一緒にトラツタに積んで行くといふことは、私はあり得ると思ふ。もちろん経済的に一般的に見て、米の出るときと麦の出るときとは、時期が違います。しかしやろうとすれば、これはやり得ることである。このことは結局におい

て、米を食べられる者と、米を十分食べられない者が、はつきりわかれて来ると思ふ。従つてこのことは実際問題として單に今の答弁だけでは満足できないし、そんなことだけでは現実の問題としては解決しないと思ひます。たとえば米のやみ輸送などにつきましても、いろいろ新聞に出ておりますように、厭ななかで実際には行われておる。それが今度は麦がはずされると、必然的に洪水のように、こういうことが行われると思ひます。そうすると米の統制撤廃そのものも、政府はそういう考へはない。十一月にはまだそういう考へはないと言われまふけれども、実際問題としては、有名無実になると私は思ふのです。そういう考へはないんだといふことだけでは、問題は解決しない。現実の問題として私は起つて来ると思ふ。これは党派的な立場でなしに、実際問題として起つて来る。こういうことに対してどういう区

わけをするか。私は区わけはできないと思ふ。従つて取締りだけでは問題は解決しない。それは心配はないといふだけでは問題は解決しない。このことを私は心配するわけですが、これに對して何かいい方法がありますか。私はこのままではないと思ひますが、どうですか。

○東畑政府委員 麦と米とは私の方は別個に考へております。麦を思惑で米の出まわり期まで持つておつて、麦を運ぶのだといつて米を運ぶといふ話ですが、麦に對する政府の施策がよろしくないと、そういう思惑が起るのであります。この食糧管理法の改正でたび／＼申上げますように、麦に對してそのような思惑的なことが起ら

ないだけの政府に確信がございます。従来十月中に九九〇以上麦は出まわるものでございまして、従いまして米の出まわり時期までに、合理的な農民の販売がございますれば、残つておる麦はごくわずかなものでございます。米は米としての政策で確保して参ります。麦にかこつたような現象は、麦に對する合理的にいたしますれば、起り得ないのではないかと、これは麦の政策をよくやることによつて、そういうことは起り得ないと思ひます。

○竹村委員 もちろん麦に對する価格政策はたび／＼伺つております。少くとも四分の三という外麦をもつて、その価格政策を操作されますので、上つて行くならば、おそろくそれを政府は放出して押えて行くことはできると思ふ。従つてこれは十月中には大体完了するやうな時期になつておるから、麦に對する思惑といふものに対しては、おそろく政府はある程度の自信を持つておられるだらうと思ふのであります。しかし麦によつて思惑をするのでなしに、麦が自由に移動できるということ

を前提として、それを道具として米の思惑をやるのではないかと。米の買占め、買いあさりが非常にできるのではないかと。従つて今までは各個人のみ米の購入は、かつぎ屋なしその他いろいろな形で都会に流れておりますが、今度はそういう形でなしに、たとえば麦を移動するんだという形で、大量的に米を都会に流そうとする資本的な動きが現われて来ることを、私は心配しておるわけでありまして、従つて麦の価格操作がやられましても、麦によつて利益を得ようとするのではなく、米の出まわり

んだという形で、資本家、商家が大量的に米の買いあさりをやつて、都会に運んで参ります。そうして今までの小さいいわゆるかつぎ屋といふものはなくなるのであります。そのかわりに、大量の米の移動、つまり資本的な大きなやみ米の移動をやる者が現われて来る。このことを私は申しておるのであります。実際問題として、これはやろうと思へばやれます。たとえば、麦の債に米を詰めて、麦だといつて出されたら、どうして見わけるか。そうすればかつぎ屋は倒れましようけれど、大きな資本的な米の買いあさりをする者がどん／＼出て来ると思ひます。これに對してどういふふう

に考へるか、この点が問題なんです。○東畑政府委員 麦が大体十月中にはほとんど出まわるということをおし上げたのであります。あとは米は、米自体として法規に従つてやるよりしようがない。それは麦の統制撤廃と關係なしにやれる問題である。従来米の方針通り実行したす以外にない、こういう考へであります。

○竹村委員 そういう点は押し問答になりまますから、私はそういう危険性があるといふことを警告して、この点はこれでやめておきましょう。そこでもう一点お伺ひいたしたいことは、大抵現在政府でやつておられます外麦の輸入、このことによる国内の食糧の操作でございますが、結局このことは、現在日本のいわゆる貿易面からしまして、ドル資金の面からいたしましても、特需によるところのいわゆるドル資金があるのです、その点は行けますが、これが今度各国におけるところの平和的な要求によつて、新特

需、軍需生産といふものがある程度変更を生ずるので、従つて昨年来のいわゆる特需、新特需によるところのドル獲得といふことが将来相当狭められて来る。そういういたしますと、問題は外国食糧への依存といふだけに限定して、限定とは言いにくいけれども、限をまつといふような政策を続けて行かれますならば、将来ドル資金等の問題をめぐつて相当輸入が困難性を加えて来ると思ひますが、それにはどうして政府のこういうやうな形のものが出る前に、前提としての、いろいろな形における食糧供給の根本的な問題を考へなくてはならぬと思ひます。そこで具体的に伺つておきたい

○東畑政府委員 私、農林省の案は持つておるのであります。責任者でありませんで、私から生産の面の答弁をいたしますことは、かんべんをいたしたいと思ひます。

○竹村委員 あなたは責任者でないかもしれませんが、しかしあなたは食糧庁長官として、どのくらいずつ毎年大體輸入して行つていふという見通しを持たぬと、おそろく食糧行政は扱えな

いでしよう。従つてあなたは、責任あるものではないが、一応政府としては、大体毎年これだけずつ輸入を減少させて行つてもいいんだという見通しがなければならぬと思つて。今は毎年三百七十万トンを入れてるが、来年度は国内生産をどのくらい増大して、輸入をこれだけ減らして行くのだ、こういう見通しはどうでしょうか。この点を教えていただきたい。

○東畑政府委員 農業は若干豊凶、季節という問題がありますので、食糧庁といたしましては、長期で言いますとこれは相当自給化を方向として考えられるが、毎年々の短期で言いますと、若干豊凶の不安定な要素を織り込んで、若くは計画をつくるのが安全でありますので、増産計画即ちこれだけ輸入量を減らすということは考へておりません、若干そこに弾力性を持つておる。われわれとしては、来年度のことを申しますと、そう急に輸入量が減るといふ計画はいたさない方が安全ではないか。もちろん生産力の上昇に応じて、輸入をだん／＼減らして行くことは当然でございます。

○竹村委員 そういたしますと、農林大臣は大体五箇年計画で非常に増産するようなことを言つておられますけれども、輸入の見通しについては、もちろん豊凶はありますけれども、あまり減らせるような見通しがない。こういうことになりますと、結局国内における食糧生産いわゆる需給問題というふうなもの、この表類については特に外国依存だけが重要な問題になつて来るわけですね。そうなりますと私が心配いたしますのは、やはり前にもちよつ

と申しますが、日本の国内の農業と外国農業との相違であります。御承知のように日本は人口一人当り七畝くらいしか持つていないし、アメリカは人口一人当り七反／＼の耕地面積を持つて居るということを知つておる。こういうような場合に、やはりこれは根本的な国内の農業の保護政策といふますか、何といふますか、いわゆる外国農業に対抗でき得る——競争はできないかもしませんけれども、それに劣らない方策を立てぬと、四分の三という麦類を外国に依存して居り、しかもそれを年々あまり減らすことができないという状態に置かれますならば、おそれる日本の農業というものは世界農業の中で非常な苦境に立つと私は思ふのですが、この点はどうか。これに對して何らかの方法、つまり価格政策によつて一つの保護というものがなされるければならぬと思つて居るが、この点についてたび／＼各委員から質問されておられますけれども、麦の生産費と比較して一体どのくらい程度の差の価格をきめ、そうして零細なものであるけれども外国農業に押されないような形、日本の農業を維持して行くという考へを持つておられるのでしようか。この点を伺いたい。

○東畑政府委員 外国、特にアメリカ、カナダ等の歴大な生産力を持つて居る、またコストの安い麦と日本の麦とを、單にコストだけで見ますと、もちろん日本の方がコストが高いことは当然でございますけれども、為替を通してこれを考へておられますので、たゞいまのところは、日本全体の為替レートから言へば向うの方が高いとい

うことなるのであります。そういう問題を離れますと、当然日本の生産性は低いのであります。われわれといつたしましては、あくまで麦の価格政策は国内を中心にしてつくる。たゞいまのところは外国の方が高いのであります。これは輸入補助金を別にしよう。価格体系としては、あくまで国際価格と遮断して参りたいというふうな考へておられます。生産性を上げて行くということになりますと、おのずから価格政策には限界があることにも御了解が願ふと思つて居ます。価格政策として、われわれは許し得る限度まで国内の生産力を上げるために考へて行く。これ以上のことになりますと、これはやはり補助金その他によりまして生産力を上げるような、土地に対する投資とか、いろいろの施策を並行して考へなければいけないのではないかと、こういうふうには考へる次第であります。

○竹村委員 今度の輸入補助金として二百七十億の問題ですが、これは外国の麦類にもその補助金が出される。しかも私も少しわからないのは、国内でこれの拂下げを受ける業者は、この形で麦の統制をはずしても、来年度もその次も、ずつと引受けられるような考へておられるのか。その点私にはちよつとわからないのですが、これはやはり統制をはずされるということになりますと、この補助金という問題には補給金というものはなくなるのではなからうか。少くともこれは国家によるこの食糧の一つの増産資金のような形になつて来るのじやないかと思つて居るが、この点はどうか。

○東畑政府委員 輸入補助金は一般会計から食糧特別会計に繰入れをしてお

るのであります。従つて政府の国内の麦の買入れ価格が決定いたしましたので、そのいわゆる原価と輸入価格との差額をもちつて行く。統制撤廃されましても、今日の段階におきましては、あくまでもそれは消費者のための補助金という性格にかわりはありませぬ。政府の原価の拂下げの力が大きいものでありますから、それを国内を基準にして拂い下げますれば、製品にまでこれが反映するという性格はちつともかわらないのであります。従つてまして、トーン制がなくなりまして、やはり補助金は従来通り特別会計の歳入となり、それだけ原価を安く売れるということになりますから、機能はちつともかわらないと思つて居ます。

○竹村委員 もう一点伺つておきたいのですが、たとえば政府が八百万石の内販を買い上げられる。この場合には、必要に応じて買い上げられるということになるわけでございます。ところが、たとえば農協協同組合が買つて、そうして政府に売るといふようなことになりまして、従来は政府が買つて、政府に売るといふ手続料等が支拂われて来たのでございまして、今度麦価が決定して、その価格で政府が買い上げるとすれば、その中間的に協同組合等が農民から買つて政府に売るといふ場合は、政府はその価格で買い上げられるとするならば、手数料などは買つたものがその価格から引くのでございまして、政府がお持ちになるのでございまして、この点はどうか。

○東畑政府委員 この法案は農民及び農民の委託を受けたものから買つておることになつております。農協から買

います場合は、やはり農民の委託を受けて政府が買つておることになりますので、政府が従前価格を発表しまして、農民にはそれだけの手取りを保証いたします。従つてしまして農協等が政府に売ります場合は、政府は外かくで買受けの手数料を今度は農協へお支拂いする、こういうことになります。

○竹村委員 そういたしますと、外かくで農協に手数料を支拂うということになると、それは一体どのくらいを予定されておられますか。

○東畑政府委員 現在一俵二十八円になつております。統制撤廃後のくらゐの手数料になりますかは、買付、出庫、入庫等の技術的な問題がありますので、そういう経費等を一俵検討してみなければならぬと思つて居ます。大体予算的にはそれくらいの予算になつておる次第であります。

○松浦委員長 足鹿委員。

○足鹿委員 食糧庁長官に二、三お尋ねをいたしたいと思つて居ますが、中間経費は、幾ら見ておいでになりますか。

○東畑政府委員 二十七年年度予算では、トーン当り大麥が三千百十五円、裸麥が三千九十五円、小麦が三千二十二円ということに、一応これは予算上の見積り経費であります。今後の具体的な見積り経費につきましては、それを参酌いたしましてきめて参りたいと思つておられます。

○足鹿委員 今のはトーン当りですか。

○東畑政府委員 そうです。

○足鹿委員 俵当りで言つてください。農民はトーンなんかで売らない。

○東畑政府委員 それでは俵当りで申し上げますと、大麥では四十五キロでございまして、百四十四十八錢になり

で、私も前からそういう必要を認め
て運動いたしておりますし、整備され
ることはけつこうなものです。ところが
事実において煙蒸のできないようなも
のでも、今は政府が農民への一つの
サービスとして、無理な供出をさせる
のであるからというので、必要によつ
ては各村にも穀類所のマル地倉庫ある
いはマル特倉庫をつくつて出させてお
る。ところがこれが自由販売になると
そういうことをする必要はない。政府
に売りたければ倉庫へ入れればよい。
で、勢い倉庫の整理をやつて行くとい
う結果が、事実上私も常識的に考え
ても出て来そうである。倉庫を新設
し、補修し、整備して行かれることは
もちろんけつこうであります。ぜひや
つていただかなければなりません。が、
現実の問題として、農民へのサービス
が非常に悪くなると見ておる。つまり
遠方の倉庫まで持つて行かなければな
らぬ。そういうような煙蒸のできない
倉庫はやめてしまふとか、あるいは施
設の悪いものはオミットしてしまふと
いうようになって、嚴重な一つの監督
が現われて来ます。その結果は農民に
対するサービスが悪くなつて来る、こ
う見ておるのであります。現在の政
府指定倉庫は整理をしないという御言
明がいただけませんか。

だん／＼これは整備して行く、こうい
う方向で参りたいと考えております。
○足鹿委員 整備のことはよくわかつ
ております。そこで政府は年間の売渡
し価格につきましてはどうお考えにな
つておられますか。年間一本で売り渡
して行かれるのでありますか、その点
はどうでありますか。
○東畑政府委員 農民のことにつきま
しては年間一本で価格をきめたい。従
いまして出来秋等においては出まわり
率は普通下るのであります。出まわり
率もむしろ高くしようという農民保
護政策でやつた方がいいという考え方
でございますけれども、売り渡す方に
おきましては、やはりこれは地域によ
りまして金利、倉敷は当然高低がござ
います。これは相手が企業でありませ
んから一般の商業慣習によりまして若
干の偏差ができることは当然でありま
す。年間につきましては標準価格で公
表いたしますが、これを標準といたし
まして、予定価格で若干の金利、倉敷
等の修正はいたすつもりでございます。

○足鹿委員 金利、倉敷の地域差等だ
けで、あとには大きな売渡し価格の変
動はないというわけですか。
○東畑政府委員 大体そのように考え
ておる次第であります。
○足鹿委員 私は昨日農林大臣にも特
にお伺いしたのであります。この
の統制が撤廃になつて参りますと、大
きな製粉業者が原麦の入手に威力を発
揮して来まして、結局におきまして
は、現在ではなほだしいところは三、四
十パーセント程度しか操業しておらな
いというふうにも聞いておるのであり
ますが、この操業度が非常に高度にな

つて参りますと、勢い中小企業はこれ
らの巨大資本の重圧に耐えかねて、結
局時間的には業界から脱落をして行
く。そして製粉企業なり麦の加工企業
というものは大資本に集中されて来る
懸念が多分にあると思つておる。この
点中小企業対策について政府はどうい
うふうな対策を持つておいでになりま
すか。そうすぐには現われぬと思ひ
ますが、この点は非常に重要な問題で
あらうと存じますので、具体的な対策
があらうと存じますならば、この機会に何
つておきたいと思つておる。

○東畑政府委員 現在の製粉能力と製
品の需要量を比べますと、製粉能力が
多いことは事実であります。その製粉
企業の中に大きな資本と中小資本のあ
ることも事実でございます。従いまし
て政府としては、昨日も申し上げまし
たように、原麦の拂下げについても当
分割当売却で参りたい。割当売却をい
たします場合に、希望によつて少くな
つて来る場合があると思ひますから、
こういうところは能力等を参酌しまし
て隨意契約で当分統制を行きたいとい
うことが一つであります。
もう一点は、金融の問題等で大小
ろいろの問題が参りますので、中小企業
等についても延納制度を当分統制して
金融の方面から中小企業のバックをし
て行くというふうにお考えに行きまし
て、企業の合理化をはかつて行く以外
に方法がないのではないかとこのよう
に考えておられます。

○足鹿委員 今の中間経費に關連する
問題はその程度にしまして、価格構成
の問題について二、三まだ私は不審の
点がありますので、お尋ねをしてみた
と思ひます。なぜ政府は新麦の価格
形成において米価審議会の満場一致の
申入を無視されて、昭和二十六年
度を基準にされるのであります。ま
ずこの点が一つと、それから昨日も私
は申し上げたのであります。対米比
価で来た場合と昭和二十六年度を基準
年次にした場合は、私どもの計
算では三十円ないし六十円金額に差位
が出て来る。対米比価で行つた方が農
民の方には利益なんです。にもかかわ
らずことさらに昭和二十六年を基準年
次にとり、対米比価の今までのやり方
を根本的に変更し、しかも米価審議
会が合理的であると答申しておるにも
かかわらず、これを採用されぬとい
う根拠はどこにありますか。その点を
明らかにしていただきたい。

○東畑政府委員 二十六年を基準にし
たことにつきましては、先般も申し上
げたのであります。政府としてしまし
ては、将来の価格政策の基準年次でござ
いますので、慎重を期しておるのであ
ります。米価審議会が二十五、二十六
の平均をとつたらどうかという御意見
も伺つておられます。そこで対米比価を
どうするかということにつきましては
どうするかとどうか、こういうこと
は、政府としては二十五、二十六の平
均をとつてみてはどうか、こういうこ
とにいたしますと、二十六年を基準に
するのと対米比価は大体同じになる、
こういうふうにお考えである次第であ
ります。

○足鹿委員 そう言われる対米比価は
どういふ対米比価ですか。
○東畑政府委員 この対米比価の考え
方は、たゞ／＼申し上げましたよう
に、想定実効米価をとり、実効米価に
対しまして具体的に実効価格指数とい

うものを織り込むわけでございます。
従いまして二十五、二十六年の現実の
CPSにおける精米対精米、精米対小
麦粉の実効価格指数というものを想定
実効米価にかけて対米比価を算出す
る、こういう考え方でありますので、
対米比価は二十六年を基準にいたしま
しても大体二十六年の対米比価を維持
できる、こういうふうにお考えである次
第であります。

○足鹿委員 二十六年の対米比価が維
持できるということをおつしやつて
おりますが、もし政府が意図されるよ
うに麦価が上つた場合に、米価の算定
方式との関係においてどういふふう
になりますか。ある一つの米の実効価格
を想定して対米比価をきめる、こうい
うことをおつしやいました。これは
麦の方からなされた場合でありまし
う。米の方からなされた場合は、麦の
価格が上れば当然米価も上つて行か
なければ、対米比価の比率が保持でき
ませんが、そういう場合にはどういふ
うになさいますか。

○東畑政府委員 米は九月のバリエイ
できめる方針でおるわけでありませ
ん。従つて五月に想定いたしますマル公米
の指数は、麦の指数と大体同じであ
ります。九月における指数がかわりま
すと、米価はそれによつてまた算定さ
れるわけでありませぬ。現実には昭和二十
五年は五月においては対米比価は八
一・三というところをよく申されませ
んが、九月における米価決定に際しま
しては、一五％の加算をいたしましたた
めに、五月における想定米価に對しま
して十一月の米価はもつと上つてお
る。現実には七五というものが二十五
年の対米比価であります。そういうこと

やはり同じことが行われることは事実でやむを得ない、こういうように考えております。

○足鹿委員 今の場合は昭和二十六年の対米比価が保持できるという長官の御答弁であります。もし対米比価が下つた場合には、政府はいかがされませうか。その対策はどうですか。

○東郷政府委員 対米比価の六四とか六五とかいうこと自体には政府はたいして意味はないと考えております。合理的な米麦間の比価が出ればいいのであります。そこをマル公米価だけでは加算した理想実効米価というものと、現実における米麦の実効価格指数というものを考えて行きますれば、それが現実の社会の一番いい対米比価になるのではないかと。形式的な八〇とか七〇とかいう政治的なことをやること自体が、将来の米麦間の合理的な価格形成に矛盾を来すのではないかと。そういう考えでおる次第であります。

○足鹿委員 そういふ点では政府の考え方と私どもの考え方が根本的に違ふわけなのです。私は麦の対米比価を下げるのがこの法案の目的である、こういうふうに見ておるのです。池田蔵相がしばしば放言しておられたように、なるべく麦の値段を下げて、そして貧乏人に麦を食わせて行く。こういう方式を生のまま出すと非常に農民の反感を買い、農民から抗議が出て来るから、結局商品化することによつて実質的にそこに落ちつけて行く、という意図にはかならずと考へざるを得ないのであります。従来食糧事情の困難なときには人為的な価格で対米比価というものが出ておるのです。現在と

いへども食糧事情はそう安易なものでは決してない。従つて政府は食糧増産五箇年計画であるとか、あるいは十箇年計画であるとかいうきょうさんな方針を立てますが、このような価格政策一つ実現できないことでおつて、どうして五箇年計画の食糧増産の目的が達成できるでしょうか。この簡単な人為的な価格政策ですらできない政府が、五箇年計画を何度呼号いたしましても、実質的に私どもは結局絵に描いたもちに終らざるを得ないのではないかと。う印象を多分に持つのであります。麦類の生産費を基準として、これに農業パリティ及び豊凶指数等を勘案した一つの価格決定方式を、政府の行政措置ではなしに立法化して行けば、ほんとうに農民が安心をして麦の増産に進んで行くことができると私どもは考えておりますが、現在の算定方式につきましても、私どもは根本的に政府と考へ方を異にしておりますけれども、これ以上は議論になりますから申し上げません。ただいろいろな点で具体的な問題を伺つたのであります。私どもも満足することができません。しかし他の議員の御迷惑になつても恐縮でありますから、この程度で私の質問は打ち切ります。

○松浦委員長 暫時休憩いたします。午後一時より再開いたします。午後零時二分休憩

休憩後は開会に至らなかつた。